

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料等の物価高騰等の影響により、家計の経常収支が大きく悪化していることを踏まえ、次のとおり給付金を支給します。

## 【支給対象者】

次の(1)の養育要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の所得要件のいずれかに該当する者

### (1)養育要件

- ①令和4年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者
- ②令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月の児童手当または、特別児童扶養手当の受給資格の認定、額の改定の認定を受けた者
- ③①、②のいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日～平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者

### (2)所得要件

- ①令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者
- ②①に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

【給付額】 児童1人当たり一律5万円

## 【申請方法】

(1)養育要件の①、②のいずれかに該当し、かつ、所得要件の①(非課税者)に該当する者

※申請不要(住民生活課児童係より通知を送付します)。

※児童手当受給者でかつ、平成16年4月2日～平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育している者については、その平成16年4月2日～平成19年4月1日までの間に出生した児童の分も申請不要です。

(2)養育要件の①～③のいずれかに該当し、かつ、所得要件の②(家計急変者)に該当する者  
申請書に必要な書類を添えて、郵送または窓口へ提出してください。

※申請書は窓口で配布するほか、町HPからダウンロードすることができます。郵送することもできますので、ご連絡ください。

※必要書類は通帳の写し、令和4年1月以降の任意の月の収入額が分かる書類、公的年金等の収入額が分かる書類、身分証明書の写し等が必要になります。詳細は町HPをご覧くださいか、問い合わせください。

## 【申請期限】

令和5年2月28日(火)まで

※ただし、令和5年3月分の児童手当または、特別児童扶養手当の認定の請求をした者等については令和5年3月15日(水)まで

## 【支給日】

住民生活課児童係より、支給決定通知書を送付しますのでそちらでご確認ください。

## 【提出先】

・住民生活課児童係 ・熊石総合支所住民サービス課 ・落部支所

※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112